

亀岡市境界確定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市が所有する土地及び法令の権限により使用する土地（以下「市管理土地」という。）とその隣接土地との境界及び区域の確定に関する事務を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 この要綱で取扱う市管理土地は、次の各号に定めるものとする。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市長が認定した道路（道路法第90条第2項の規定により国から譲与された国有土地及び京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）別表3及び41の項の規定により亀岡市が境界確定事務を処理することとされた国有土地、府有土地及び私有土地を含む。）

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項の規定により市長が指定した準用河川（京都府の事務処理の特例に関する条例別表3の項の規定により亀岡市が境界確定事務を処理することとされた国有土地及び私有土地を含む。）

(3) 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により国から譲与され亀岡市法定外公共物管理条例(平成16年亀岡市条例第28号)第2条に定める法定外公共物

(4) 前各号に定めるもののほか、亀岡市が所有する土地

2 市管理土地の境界確定に関する事務は、所管する各部課等の長（亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第3条第4号に定める各部課等の長をいう。以下「財産管理者」という。）が行う。

3 財産区及び土地改良区等の団体が管理しその台帳に登録された亀岡市名義の土地は、この要綱を適用しない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 境界確定 市長が、境界確定しようとする者及び関係土地所有者等と立会協議し、市有土地と隣接する土地との境界を書面により明らかにすることをいう。

- (2) 区域確定 道路法第18条第1項又は河川法第6条第1項及び第2項の規定により公物の範囲、法定の権限の及ぶ範囲を市長が確認し、書面をもって明らかにすることをいう。
- (3) 申請土地 市管理土地に隣接する土地で境界確認をしようとする土地をいう。
- (4) 関係土地 申請土地及びこれに隣接する土地並びに第2条第1項第3号に定める法定外公共物の対側土地をいう。

(申請)

第4条 市長は、申請土地と市管理土地との境界が明らかでないため次の各号に定める者から申請がある場合、境界確定の協議に応じるものとする。

- (1) 市管理土地に隣接する申請土地の所有者
 - (2) 公共事業を行う国又は地方公共団体
 - (3) その他市長が必要であると認める者
- 2 前項第1号に定める申請者が次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 申請土地の所有者が法人の場合は、その法人の代表者が申請する。ただし、法人が解散又は倒産しているときは、清算人又は破産管財人が申請する。
 - (2) 申請土地が共有されている場合は、共有者全員が申請する。この場合において、共有者の代表者が申請する場合は、代表者以外の共有者全員が署名押印のうえ委任を行うものとする。
 - (3) 申請土地の登記名義人が既に死亡し遺産分割協議が完了している場合は、遺産分割協議により申請地の所有者となった相続人が申請する。相続登記の手続きがなされておらず遺産分割協議が完了していない場合は、相続人全員が申請するものとし、相続人の代表者が申請する場合は前号に準じる。
 - (4) 申請土地の所有者が親権者、成年後見人、保佐人又は補助人等の法定代理人を必要とする場合は、土地所有者記名のうえ法定代理人が申請にあたり併記押印する。
 - (5) 申請土地が信託財産の場合は、委託者及び受託者の両者が申請にあたり併記押印する。
- 3 申請土地に所有権移転仮登記の記載がある場合は、権利者の同意を必要とする。

4 申請者から境界確定及び第17条第1項に定める証明書交付に関する権限を委任された者は、その申請を代理して行うことができる。

(費用の負担)

第5条 境界確定に要する費用は、境界確定を必要とする申請者が負担する。

(申請書類)

第6条 申請者は、境界確定申請書(別記第1号様式)及び次の各号に掲げる添付書類(以下「申請書類」という。)を、市管理土地毎に財産管理者に1通提出するものとする。その詳細は別表第1に定めるとおりとし、第4号及び第12条第1項第1号に掲げる図面は、土地家屋調査士若しくは測量士又は測量士補が作製したものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 委任状(別記第2号様式)
- (3) 位置図
- (4) 現況実測平面図
- (5) 公図
- (6) 土地全部事項証明書
- (7) 地積測量図
- (8) 土地登記事項一覧表(別記第3号様式)
- (9) 現況写真
- (10) その他市長が必要と認めるもの。
 - (ア) 合成公図
 - (イ) 公共基準点使用申出書の写し又は公共基準点使用承認書等
 - (ウ) 訂正前後の土地所在図等
 - (エ) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に定める地図、公共用地境界既確定図の写し
 - (オ) 土地売買契約書等の所有権を証する書面
 - (カ) 住所の沿革のわかる住所証明書
 - (キ) 代表者事項証明書
 - (ク) 遺産分割協議書又は作成者記名押印した相続関係説明図又はそれに代わるもの
 - (ケ) 法定代理人であることを証する書面
 - (コ) 信託原簿の写し
 - (サ) 権利者の同意書

(シ) 法務局登記官証明の旧土地台帳、閉鎖土地登記簿、閉鎖された地図に準ずる図面

(ス) 古図

(セ) その他

- 2 申請者は、前項に定める添付書類の還付を請求することができる。ただし、印鑑証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状等についてはこの限りでない。
- 3 前項の規定により還付を請求する申請者は、原本と相違ない旨を記載のうえ、記名押印した謄本を提出する。
- 4 境界確定申請書の提出は、第12条第2項に定める書類の交付を希望する期日の少なくとも3月程度の余裕をもって行うものとする。

(申請の受付)

第7条 市長は、申請書類が提出されたときは、申請に関する全ての事項を審査し、適当と認めるときはこれを受け付ける。

- 2 申請を受け付けたときは、受付台帳に受付年月日、受付番号、土地所在事項、その他の必要事項を記録し、受付番号は1年ごとに更新する。

(押印の方法)

第8条 申請土地の所有者が第6条第1項及び第3項並びに第12条第1項に定める書類に押印する場合の印鑑は、個人にあつては住所及び氏名を自署のうえ実印、法人にあつては所在地、名称及び代表者名を記入のうえ代表者印を押印する。

- 2 関係土地所有者が第12条第1項第2号に定める境界同意書に押印する場合、個人にあつては自署のうえ認印、法人にあつては法人印を押印することで差し支えない。
- 3 第17条第1項に定める第8号様式及び第2項第5号に定める第9号様式に押印する場合の印鑑は、個人にあつては自署のうえ認印、法人にあつては法人印とする。
- 4 土地家屋調査士が作成する第6条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項に定める書類に押印する場合の印鑑は、土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第20条に規定する職印を用いるものとする。

(境界確定及び区域確定の原則)

- 第9条 市長は境界確定を行うときは、当該境界確定の申請土地の片側の境界線の確定を行うものとする。ただし、市管理土地が、第2条第1項第3号に規定する法定外公共物であるときは、対側者との後日の紛争を防止する必要があるため、両側の境界の確定を行うものとする。
- 2 法定外公共物の確定における最低幅員は、道路5歩(3尺91cm)、水路3歩(55cm)を確保するよう努めなければならない。ただし、既に境界確定が行われた箇所の幅員との整合を図るためこれによりがたい場合は、市長が必要と認める幅員とする。
 - 3 第3条第1項第2号に定める市が管理する区域が申請土地に存在するとみなされ、管理上の必要により区域確定を行う必要が生じたときは、申請者の申請により境界確定に係る規定を準用する。
 - 4 申請土地、市管理土地及び関係土地(以下「申請土地周辺」という。)の公図が混乱しており、現地と位置関係が相違する場合又は位置関係が把握できない場合は、境界確定又は区域確定を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(準備及び事前調査)

- 第10条 市長は、第6条の申請書類を受理したときは、申請者と立会日時その他必要な事項を協議するものとする。
- 2 関係土地所有者と同時に、必要により立会を求める当該市管理土地の機能を管理する者その他の参考人は、地元区長(亀岡地区にあっては自治会長、つつじヶ丘地区にあっては町内会長)、土地改良区等の役員とする。ただし、申請土地周辺に不動産登記法第14条第1項に定める地図、公共用地境界既確定図面又は復元が可能な地積測量図等が備え付けられている場合で市長が特に認めるときは、参考人の立会を省略させることができる。
 - 3 申請者は、立会日の10日前までに関係土地所有者及び参考人へ関係書類を添えて立会の依頼を行うものとし、立会日までに障害となるものを土地所有者了承のうえ除却するものとする。
 - 4 申請者は、境界確定後の状況がわかる図面の作成及び課税状況等の調査を行い、市長と事前に協議を行うものとする。
 - 5 市長は、境界確定に係る協議を行うに当たっては、あらかじめ財産台帳備付図面や公共用地買収時図面等を調査するものとする。

(立会及び協議)

- 第11条 市長は、前条の内容を踏まえ、申請者、関係土地の所有者及び市管理土地の機能を管理する者その他参考人と境界確認のための立会を行う。
- 2 申請者は、立会に際し立会者の出欠を確認し、立会の目的を明らかにしたうえで境界確定の協議を行うものとする。
 - 3 市長は、申請書類及び立会者の了知している位置情報等の意見を総合的に判断し協議を行うものとし、申請者は、市長が行う立会者への説明に協力するものとする。
 - 4 市長及び申請者は、第三者の土地に立ち入る場合は身分証明書を携帯し、土地所有者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(協議の成立及び提出書類)

- 第12条 境界確定協議は、市長、申請者、関係土地所有者及び第10条第2項に定める参考人の同意により成立するものとし、申請者は次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。その詳細は別表第2に定めるとおりとする。
- (1) 境界確定図は、成立した境界点を将来に渡って復元できるよう亀岡市公共測量作業規程、不動産登記法等の関係法令及び第6条第1項第4号に準じ作成し、作成後、市長の確認を受けるものとする。
 - (2) 境界同意書（別記第4号様式）
 - (3) 位置図
 - (4) 公図又は合成公図
 - (5) 立会者名簿
 - (6) 境界点間の距離計算書
 - (7) 確定状況写真
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
 - (ア) 公共基準点使用報告書等
 - (イ) 磁気ディスク
 - (ウ) その他
- 2 市長は、受け付けた第1項に定める提出書類を適当と認めるときは、境界確定図を証明し、その証明部数は亀岡市保管分2部を含む3部とし、境界確定書（別記第5号様式）及び境界確定図各1部を申請者に交付する。

(申請書の訂正等)

第13条 申請内容に補正すべき事項が生じた場合は、申請者は第6条第1項に定める申請書類を訂正しなければならない。

(境界標の設置)

第14条 申請者は、土地境界の協議が成立したときは、境界確定箇所には永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識(以下「境界標」という。)を設置するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 申請者は、第6条第1項に定める申請を取下げようとするときは、境界確定取下書(別記第6号様式)を提出するものとする。

2 申請者が当該申請土地に係る所有権の移転等により申請者たる資格を喪失したときは、申請を取下げるものとする。ただし、新しい土地所有者が申し出により境界確定の継続を希望した場合で、関係土地所有者の境界同意を確認できたときはこの限りでない。

3 市長は、次の各号に定める場合は、境界確定取下通知書(別記第7号様式)を申請者へ送付し、取下げがあったものとみなす。ただし、申請者が書面により申請の継続を希望したときはこの限りでない。

(1) 市管理土地との境界の協議が成立しなかったとき。

(2) 隣接土地所有者との境界確定の同意が得られなかったときで、将来においても同意を得られる見込みが困難であると認められるとき。

(3) 第3条第1項第4号に定める対側土地所有者の境界の同意が得られなかった場合で、当該同意なしに境界を確定することが不相当であるとき。

(4) 境界確定申請後、1年以上経過しても第12条第1項に定める書類の提出がなかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が取り下げる必要があると認めるとき。

4 市長は、申請の取下げがあったときは、申請者へ申請書類を返却するものとする。

(再確定)

第16条 市長は、既に境界確定の行われた箇所について、再確定のための申請を受け付けないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、関係土地所有者の承諾があるときは、再確定申出書を添付の

うえ申請書類を受理する。

- (1) 境界の復元が現地において著しく困難であるとき。
 - (2) 境界を変更すべき合理的な理由があると認められるとき。
- 2 市長は、境界再確定に伴って保管する図面を取り消し、閉鎖する必要があるときは、その事由及びその年月日を記録のうえ速やかにこれを行う。

(確定図の証明及び閲覧)

第17条 市長は、第4条第1項に定める者から境界確定図証明書交付申請書(別記第8号様式)の提出を受け、適当と認めるときは証明書交付の申請を受け付けるとともに、受付台帳に必要事項を記録する。

2 前項に定める交付申請書の添付書類は、次の各号に定めるとおりとし、第6条第1項及び第3項に準じて作成するものとする。ただし、境界確定成立時に申請する場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 公図
- (3) 土地全部事項証明書
- (4) 地積測量図
- (5) 第4条第1項に定める者が申請を委任する場合はその委任状(別記第9号様式)
- (6) その他、市長が必要と認めるもの。

3 市長は、申請の目的を確認するなかで証明書を作成し、これを申請者に交付する。

4 境界確定図証明書の交付手数料は、亀岡市手数料徴収条例(平成12年亀岡市条例第6号)第2条第1項の規定による。

5 証明書交付申請書の提出は、交付を希望する期日の7日前までに行うものとする。

(確定台帳への記録等)

第18条 市長は、境界確定に関する事務を完了したときは、境界確定台帳及び財産台帳に確定年月日、確定番号、土地所在事項、その他の必要事項を記録し、当該境界確定図書を施設別・年度別に保存し管理する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過処置)

2 この要綱の実施の前になされた申請その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第6条第1項関係）

印鑑証明書	申請者の住所地の市町村長又は登記官が作成後、3月以内のもの。
委任状	（別記第2号様式） 第4条第1項に定める土地所有者が申請を委任するとき。ただし、第2号及び第3号に定める土地所有者が多数であるときは、事業施行者の事業認可等、事業を証する書面でもって代えることができるものとし、第17条第2項第5号において準用する。
位置図	申請土地を黄色着色し、申請箇所を朱書したものの。
現況実測平面図	日本工業規格A列2番の丈夫な用紙を用いて、250分の1の縮尺により作成したもの。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。申請土地周辺の所在の町、字、地番、方位、縮尺、土地の形状及び測量年月日を記録したもの。道路法及び河川法による場合はその名称を記録する。申請者名を記名するとともに、作成者が資格名、資格番号を記入のうえ記名押印、申請土地を黄色着色、申請箇所を朱書する。
公図、土地全部事項証明書及び地積測量図	申請土地周辺の公図、土地全部事項証明書は法務局登記官証明後1月以内のもの。一般財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスにより取得するときは、第6条第3項を準用する。
土地登記事項一覧表	（別記第3号様式） 申請土地周辺の土地全部事項証明書記載の内容を記録し、一覧表とする。
現況写真	申請土地周辺の状況が判る遠景、近景のもの。

<p>その他市長が必要と認めるもの。</p>	
<p>合成公図</p>	<p>申請土地周辺が複数の字界に接するとき、できる限り接合させ、所在の町、字、地番、地目、地積、方位、縮尺、土地所有者等を記録のうえ、作成者記名押印するものとし、申請土地を黄色着色し、申請箇所を朱書する。</p>
<p>公共基準点使用申出書の写し又は公共基準点使用承認書等</p>	<p>申請土地周辺に街区基準点等の公共基準点が設置されている区域であるとき。</p>
<p>訂正前後の土地所在図等</p>	<p>公図訂正を伴うとき。</p>
<p>不動産登記法第14条第1項に定める地図、公共用地境界既確定図の写し</p>	<p>申請土地周辺にある場合、その情報を現況実測平面図及び合成公図に記入し、確定するその座標値と従来のそれが異なることになる場合にあつては、その土地の所有者の同意を求め、境界を確定するものとする。</p>
<p>土地売買契約書等の所有権を証する書面</p>	<p>土地全部事項証明書記載の権利者と真の権利者が異なる場合。</p>
<p>住所の沿革のわかる住所証明書</p>	<p>土地全部事項証明書記載の住所と現住所が異なる場合、その住民票等。</p>
<p>代表者事項証明書</p>	<p>申請者が第4条第2項第1号に該当する法人の場合。作成後、3月以内のもの。</p>
<p>遺産分割協議書又は作成者記名押印した相続関係説明図又はそれに代わるもの</p>	<p>申請者が第4条第2項第3号に該当する場合。</p>
<p>法定代理人であることを証する書面</p>	<p>申請者が第4条第2項第4号に該当し、法定代理人を必要とする場合。</p>
<p>信託原簿の写し</p>	<p>申請土地が第4条第2項第5号に該当する信託財産の場合。</p>

権利者の同意書	申請土地が第4条第3項に該当する所有権移転仮登記の記載がある場合。
法務局登記官証明の旧土地台帳、閉鎖土地登記簿、閉鎖された地図に準ずる図面	市長が必要と認める場合。
古図	固定資産税課税台帳附図、自治会保管図面等。
その他	

別表第2（第12条第1項関係）

境界確定図は、右に掲げる事項を記録のうえ、日本工業規格A列5番折りとして右下に証明スペースを確保する。	<p>(ア)横断面図は市長が必要と認める個所を100分の1の縮尺により作成する。</p> <p>(イ)公共基準点に基づく測量の成果による境界点の座標値とその点間距離。ただし、公共基準点に基づく測量ができない特別の事情がある場合は、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による境界点の座標値とその点間距離。</p> <p>(ウ)境界標の表示。境界標の存する境界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法による。</p> <p>(エ)基準点網図（多角点網図）と座標値及びその点間距離。</p> <p>(オ)境界点間距離及び筆界点間の距離。</p> <p>(カ)確定する境界線、境界点及び境界点間距離は朱色表示する。</p> <p>(キ)確定土地周辺に不動産登記法第14条第1項に規定する地図、公共用地境界既確定図等がある場合はその情報。</p> <p>(ク)申請者記名、作成年月日を記録し、作成者が資格名・資格番号を記入のうえ、記名押印する。</p>
---	---

境界同意書	(別記第4号様式) 土地所有者が立会年月日、同意年月日、連絡先及び住所・氏名を自著のうえ押印、日本工業規格A列4番折り糊付けした境界確定予定図に割印する。
位置図及び公図又は合成公図	確定土地を黄色着色し、確定箇所を朱書したもので、別表第1に準じる。
立会者名簿	第11条第2項に係るもの。
境界点間の距離計算書	基準点ないし多角点、境界点、筆界点間の各距離を計算した書面。
確定状況写真	立会状況及び境界標設置後の遠景、近景のもの。
その他市長が必要と認めるもの	
公共基準点使用報告書等	確定土地周辺に街区基準点等の公共基準点が設置されている区域であるとき。
磁気ディスク	法務省ないし国土交通省策定電子納品要領等を補完する境界確定図の情報を記録したもので、申請者の氏名又は名称及び申請年月日を記載した書面をはり付ける。
その他	